

技術提案書等作成要領

1 提出書類

堺市伝統産業ブランド推進業務（以下「本業務」という。）の入札に関して、以下のとおり技術提案書等を提出すること。

- (1) 技術提案書（紙媒体） 正本1部、副本9部
- (2) 技術提案書（電子媒体）1部（CD-R又はDVD-Rに副本の電子データー式を保存したもの）

2 記載事項

本業務の仕様書の内容を踏まえ、以下の事項についてその順序に従い技術提案書に記載すること。
また、意味が多義・曖昧で共通認識がとりにくい表現は避け、具体的に何を行うのかを明確にすること。（共通認識がとりにくい表現の例 ○○づくり：まちづくり、健康づくり、賑わいづくり、空間づくり等）

提案項目	提案を求める具体的な内容
1 業務実施体制及びスケジュール	<ul style="list-style-type: none">・業務を実施するに際しての<u>人員体制</u>、<u>役割</u>について記載すること。・<u>業務実施スケジュール</u>について、具体的に記載すること。
2 ブランドコンセプト、ターゲット層、堺の伝統産業の理解	<ul style="list-style-type: none">・「sakai kitchen 〈堺キッチン〉」の<u>ブランドコンセプト</u>、<u>ターゲット層</u>をどのように理解しているのか具体的に示すこと。・堺の伝統産業（刃物、注染・和晒、線香）、sakai kitchen 〈堺キッチン〉認定商品・事業者の<u>特徴</u>や<u>魅力</u>を具体的に示すこと。
3 広告、WEBサイト、Instagramにおける情報発信及び発信コンテンツの充実化	<ul style="list-style-type: none">・WEBサイトへのアクセス数増加に向けた広告及び催事、参加・体験型イベントへの集客に向けた広告について、<u>それぞれ選定する広告媒体</u>、<u>内容</u>、<u>活用方法</u>、<u>実施時期</u>、<u>工夫点</u>を具体的に示すこと。・WEBサイト及びInstagramにて発信する制作コンテンツについてそれ<u>内容</u>、<u>発信頻度</u>、<u>工夫点</u>について具体的に示すこと。・情報発信にかかる<u>年間スケジュール</u>を示すこと。
4 催事、メディア、インフルエンサー向けイベントの実施	<ul style="list-style-type: none">・催事について、sakai kitchen 〈堺キッチン〉、堺の伝統産業の魅力が伝わり、当ブランドのターゲット層の来場が見込める<u>催事内容</u>、<u>購買意欲</u>を喚起するための<u>工夫点</u>を具体的に示すこと。また、<u>実施場所</u>、<u>期間見込来場者数</u>、<u>実施時期</u>及び<u>期間など年度を通じた実施計画</u>を具体的に示すこと。・参加・体験型イベントについて、<u>実施内容</u>、<u>想定する出演者</u>（外部ゲスト、認定事業者等）、<u>を実施回数分</u>具体的に示すこと。・メディア、インフルエンサー向けイベントについて、<u>実施内容</u>、<u>実施場所</u>、<u>実施時期</u>、<u>想定する参加者</u>、<u>情報拡散が期待できる工夫点</u>を具体的に示すこと。
5 同種の業務実績	<ul style="list-style-type: none">・国または地方公共団体や業界団体の地場産業に関する情報発信、展示・販売、ブランディング業務の<u>受注実績</u>や<u>成果事例</u>を示すこと。

3 作成方法

- (1) 正本（1部）の表紙については、「本業務（前記の業務名を記載）技術提案書」、宛名は「堺市長」と記載すること。
商号又は名称、所在地、代表者職氏名（本市業者登録時に本店以外の契約先を設定している場合は、契約先の商号又は名称（支店、営業所等）、所在地、受任者職氏名）、担当者名、担当者連絡先を記載すること。
- (2) 副本の表紙については、「本業務（前記の業務名を記載）技術提案書」、宛名は「堺市長」と記載するのみで、社名等の記載を一切行わないこと。
- (3) 電子媒体の表面には、商号又は名称を記載すること。

【留意事項】

- (1) A4判（縦横は自由）を使用し、両面とすること（図面等など一部A3判も可）。
- (2) 日本語、日本円で表記すること。
- (3) 図面等を除き、文字の大きさは10.5ポイント以上とし、左右に20mm程度の余白を設定すること。
- (4) 表紙、目次、補足資料等を除き、ページ番号を付し30ページ程度に収めること。
- (5) 提案内容が理解しやすいよう簡潔かつわかりやすい表現で記載すること。また、提案内容の考え方や根拠、理由等を具体的に記載すること。
- (6) 理解しづらい用語や専門用語には脚注を付記すること。
- (7) 本市が提示した仕様書の全面コピーや「仕様書のとおり」といった記載に終始しないこと。このような提案については、評価が大幅に低くなる場合がある。
- (8) 提案された内容は契約内容の一部となるため、実現性が低い提案は行わないこと。
- (9) 副本には、提案者が判別できるような記載、表現、ロゴ及び用紙などは一切使用しないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認した上で提出すること。

4 その他

- (1) 提出された技術提案書等の修正、差替え又は追加資料等の提出はできない（ただし、本市の指示によるものを除く。）。なお、提出された書類は入札結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。
- (2) 提出された技術提案書等は審査に必要な範囲内で複製する場合がある。